

第5回相良村議会 6月定例会会議録

令和7年6月13日（金）開会

(第3号)

相 良 村 議 会

令和7年第5回相良村議会定例会（第3号）

令和7年6月13日

午前10時00分開会

於 会議議場

1. 議事日程

日程第1 委員会審査の結果報告

　　総務文教常任委員長報告

　　議案第33号から議案第35号、議案第37号、議案第42号

　　産業福祉常任委員長報告

　　議案第36号、議案第38号から議案第40号、請願第1号

　　(質疑・討論・採決)

日程第2 発議第2号 川辺川ダム建設反対決議案

　　(質疑・討論・採決)

日程第3 陳情第1号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める

　　陳情書

　　(討論・採決)

追加日程第1 水俣病問題の早期解決を求める意見書の決議案

　　(質疑・討論・採決)

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査申し出の件

　　(議会運営委員会・常任委員会・特別委員会)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 古川渉君 6番 坂田朋美君

2番 恒松隆生君 7番 徳田正臣君

3番 嶽本浩則君 8番 黒木正照君

4番 梅山弘君 9番 市岡智恵君

5番 川邊一徳君 10番 永田博人君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものとの職氏名。（11名）

村長 吉松啓一君 税務課長 平川千春君

教育長 中村和弘君 教育課長 出合宏光君

総務課長 川邊俊二君 建設課長 大土手寛君

保健福祉課長 平田智博君 農林振興課長 倉田雅弘君
会計管理者 岡村哲臣君 農業委員会事務局長 和田耕君
企画商工課長 佐竹淑子君

5. 本会議の書記
議会事務局長 磐田昌臣君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

日程第1 委員会審査の結果報告

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第1、去る11日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました、議案第33号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第40号、令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算、第1号まで、議案第42号、令和7年度相良村一般会計補正予算、第2号について及び請願第1号、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願書についてまで、常任委員会から審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。ただいまから、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。梅山総務文教常任委員長。

{「はい。」と、総務文教常任委員長。}

○総務文教常任委員長(梅山弘議員) 総務文教常任委員長、報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を會議規則第76条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第33号から議案第35号、議案第37号及び議案第42号の5件でございます。11日の連合審査及び常任委員会において慎重審議いたしました結果、議案第33号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、村内学校の今後について、検討、協議し、魅力ある学校づくりに必要な機関であり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第34号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部の改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる職員を拡大するための条例の一部改正であり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第35号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、令和12年度の保険税率統一に向けて、国民健康保険税の段階的な税率の改定と財政基盤の安定化を図るために必要な条例の一部改正で、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第37号、令和7年度相良村一般会計補正予算第2号及び議案第42号、令和7年度相良村一般会計補正予算第3号は、必要な予算として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますようよろしくお願ひします。これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長(永田博人議員) 次に、川邊産業福祉常任委員長。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

はい。

○産業福祉常任委員長(川邊一徳議員) おはようございます。産業福祉常任委員長、報告いたします。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果につきまして、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 36 号、議案第 38 号から議案第 40 号までと請願第 1 号の 5 件でございます。議案第 36 号、ふれあいリフレ茶湯里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、大人料金対象者を中学生にまで拡大しているため、せめて村内在住の中学生までは小人料金にすべきではないかという意見がありました。なお、燃料や電気料金等の物価高騰に伴い、浴場及び宿泊利用料金限度額の見直しは必要であり、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 38 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号、議案第 39 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 1 号及び議案第 40 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 1 号は、必要な予算として、委員全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。最後に、請願第 1 号、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願書については、補助金増額とふるさと納税応援メニュー追加による上乗せ補助金の請願となっており、本来ならば執行部に要望することが望ましいのではないかという意見がありました。また、財源確保のため、ふるさと納税の応援メニューに追加されることが明記されておりますが、そこまで指定する必要があるのかという意見もありました。しかしながら、人吉球磨の将来の医療関係者の人材流出の防止、人材確保のためや医療関係以外の職に就いておられる方が看護の資格を取得される場合を鑑み、存続させるべき「学びの場」であるため、委員全員賛成で、採択すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますようよろしくお願ひしまして、産業福祉常任委員長の報告とします。

○議長(永田博人議員) 以上で委員長の報告を終わります。これから委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

はい。

{「討論はすべての議案についての討論でよかつですね。個別じゃなくて。」と、7 番議員。}

はい。

{「はい。」と、7番議員。}

はい、7番議員。

{「反対討論です。」と、7番議員。}

はい。

○7番(徳田正臣議員) はい、議案第36号のふれあいリフレ茶湯里の条例改正で、附則、附表のところですかね。その案件で、ちょっと反対でありますので、反対の討論をしたいと思っております。確かに先ほど委員長からの報告もあったようで、審査の経緯についての意見もあったようですが、まずもって茶湯里という施設は、組織としては営利企業ではありますが、現実的にはこれは相良村の福利厚生部門という捉え方であって、ありますから相良村から毎年、莫大な繰入っていいますか補填、赤字補填を現実しているわけであります。それで、まずは値上げについて言いますと、先ほど言ったように営利企業ではありませんので、周りの物価が上がっているからということで、安易に上げるものではないと私はまず思っております。周りが上がっても支配人も代わられましたことだし、おそらく茶湯里の組織内、施設内で、また経営改善も出てくると思っておりますので、ここを上げるタイミングを、もちろん条例が成立したからといって、すぐそこで上げるという話は別段でありますけども、まず条例改正そのところでの上げるタイミングとしては早いのではないかということが1つと、もう1つは摘要欄の年齢のところで、あれ16歳未満とか13歳未満ってなっていますけども、これを機会にやはり義務教育家庭の子供まで、最近の子供は金持ちとかいう話も出ましたけど、そういう話ではありませんので、やはり義務教育課程にいる子供までは、やはり子供扱いにしていいのではないかということです。義務教育課程と一言で言いましたけど13歳という年齢で区切ると、同学年で13歳に達した子供とそうでない子供の差が出てきますので、これを機会に、この料金を例えば中学生までとか高校生まで、今回、私の考えとしては、中学生までが子供料金で、高校生以上が大人料金というふうに年齢ではなくてそういうふうな、児童生徒の状況によって、小さい子供、幼児だったら年齢、65歳とか70歳とかってなれば年齢で区切るしかないわけでありますけども、そういうところも含めて今ここで拙速に改正しなくても私はいいのではないかなど、村民の生活も大変でありますので、むしろここは値上げを条例的にもここは差し控えるべきではないかなということで反対であります。村民の皆さんが高いくなって、周りは上がっているところと上げるところもあるでしょうけど、周りは周り、参考にどうするかっていう点で考えれば、まだ上げるのは厳しいかなと私は思います。630円はやはりこれはきつい。支配人が代わって、すみません。長くなりますけど、一旦、要するに、出ていったお客様が戻ってきてからのタイミングを見て、条例改正もしていいのではないかなと思っております。支配人、まだ具体的に話しておりませんけど支配人の話も、この点聞いてみたいなと思っているところ

ろであります。以上です。

○議長(永田博人議員) 次に、賛成者の討論はございませんか。ありませんね。反対者の討論ございませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は起立によって行います。はじめに、議案第 33 号、相良村附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 33 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 33 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に、議案 34 号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 34 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 34 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 35 号、相良村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 35 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 35 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 36 号、ふれあいリフレ茶湯里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 36 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第 36 号は委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 37 号、令和 7 年度相良村一般会計補正予算第 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 37 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 42 号、令和 7 年度相良村一般会計補正予算第 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 42 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 42 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 38 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 38 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 38 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 39 号、令和 7 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 39 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 39 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、議案第 40 号、令和 7 年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第 1 号を採決します。本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第 40 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 40 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、請願第 1 号、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願書についてを採決します。この請願に対する委員長の報告は、採択です。請願第 1 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、請願第 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 2、発議第 2 号、川辺川ダム建設反対決議案を議題とします。提案理由の説明を求めます。7 番、徳田議員。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) 発議第2号につきまして、提案理由の説明をいたします。これは表題にありますように川辺川ダム建設反対決議案でございます。相良村が川辺川ダムの建設予定自治体、立地自治体であるにもかかわらず、県は相良村の意思を全く必要としてない。ご存じのとおり蒲島知事の時には、相良村に同意を求められていたわけですが、吉松村長は賛否を明確にされていない中で、木村知事に代わりまして、木村知事は村の意思を必要としない。いろんな国の大型の公共事業がいろいろあります。もちろんダムですが原発とか基地とかですね。やはりスムースに事業が行くためには、地域の住民の皆様方の意思というものを大事にしていくんです。国も県も本来でしたら、その意思というのをまず図る、一番はやはりどうあっても、そこの首長、市町村長の同意を得るように努力していくんです。その努力の過程というのが私は事業の成否を握ってると思うんですね。ところが今の知事は求められておりません。これは地方自治の本旨に反することあります。おわかりになる人はおわかりになる。住民意思を無視するものであります。この曖昧な状態がこの相良村だけではなくって、この人吉球磨のその地域住民の心の中に疲弊感っていうのが出てきているのを感じられないですか。ダムについて賛成であろうが反対であろうが、もう言うこと自体が怖くなっている。これが他の政治的な諦めとか政治的議論を避ける、なんか言えば文句言うとするような言い方しかされない。この地域というのは不思議なことに、あまり議論しない、議会が。これ政治で議論をされる状況を生じさせている一因というのはこれダム問題、解決できないダム問題なんです。ですから、非常にこのダム問題というのはデリケートですけども、60年、この選挙前にあるメディア新聞社がダムについて意見を議員に聞いたら、2人を除いて多分8人か9人はわからない、判断できない。このダムの問題は60年なんですよ。新しく立候補した新人の方が議員になってから考えるじゃなくって、議員になる前からこれは考えなきやいけない地域の問題であります。ですから私はやはりこの問題をしっかりと提起していきたい。何度も同じような問題を提起しなければいけない理由はやはり私は、吉松村長に賛成なら賛成と言って欲しいんですよ。本当、村民の地域の住民の安心安全を図るためにもうダムしかないだろうと。県も112億だとかっていうそういうはつきり言ってつまらん話ではなくって、もうちょっと住民に、率直な議論ができるような環境づくりをして欲しいわけなんです。私は、ダムが賛成か反対かこれは本当にそれこそ、あと100年経った時の住民が決めることであるかもしれないし、これはもう100点とか0点というのはどっちにしろない問題なんです。一番この地域にとって、今、損失してるのは議論ができないまま曖昧なまま物事が進んでるということあります。ですから相良村にも、この今回の決議の賛否の議員の数ではなくて、大多数の反対者がいるっていうことをもうちょっと県や国に意識して欲しいということでの提案であります。私はもうダムに反対でありますけども、もっと地方自治というのを国や県は考えて欲し

い、その場面にして欲しい。小さな意見ですが、よく言われる。もうちょっと県にもサイレントマジョリティというものに気づいて欲しいと思って提案した次第であります。どうか皆様方、前回の改選前の議会で、ねじれてる政治というのはダムに反対でも、いろんな相良村内の政治状況でダムに賛成と言えず、こういう議案を出しても、賛成できなかつたっていうのがまた相良の政治の不幸なところであります。それに気づいてもらいたいと私は思います。国も県も、聞いているならば、おかしくなるこの地方政治が、ということであります。ですから、反対討論、賛成討論どんどんしていただければいいかなと。ただ黙って賛成、黙って反対ではなくって、ということで、私の提案理由の説明、賛成していただきたいと思っております。この議案について、以上です。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。ありませんね。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

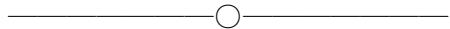
○6番(坂田朋美君) おはようございます。賛成の立場で討論させていただきます。提案理由の中にもありましたように、川辺川ダムの建設予定地であるのに、県からの建設に対する同意を求めておられません。住民さんの中におかれましては、ダム建設ありきで進んでいるように思えるが、住民としての態度表明をしたいが、その場がないとよく言われております。さきの村議会選挙でも争点にはなりませんでしたが、住民の代表である村議会の議員として、態度を明確にすべきではないかと思っております。流水型ダムの特徴でございます。普段はダムラインに貯水しないで、流水部分から放流いたしますが、時間の経過とともに、ダム内に土砂が堆積し、大雨等で流木が流れ込んだりして流水部分がふさがれると貯留型などに変貌する可能性がございます。ダム模型を使って堆積防止策を工夫されておられますか、巨大ダムのため、除去作業も追いつかないのではないかと大変不安に思っております。最近の雨の降り方も線状降水帯の発生などで、局地的な大雨になる可能性が高まっております。大量に降った雨がダム内に流れ込みますと、最終的には緊急放流になり、特にダムの直下にある四浦地区を初め、川辺川沿いは、短時間で浸水して、命の危険性が増すと考えております。まずは、川辺川に流入する土砂を減らすためにも、森林の保全作業を先に行うべきと考えております。国内で完成した流水型ダムでも、最上小国ダム等、わずか数年でダムの上流、下流、双方で生態系が悪化し、降雨後も濁りが長期化し、鮎も激減しておりますとされています。清流を子々孫々に残すためにも、川辺川ダム建設には反対いたします。以上です。

○議長(永田博人議員) はい、他に討論はありませんか。ありませんね。討論があり

ませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第2号、川辺川ダム建設反対決議案を採決します。この採決は、起立によって行います。発議第2号については、この決議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立少数です。したがって、発議第2号は否決されました。



○議長(永田博人議員) 次に、日程第3、陳情第1号、水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書を議題とします。この陳情内容につきましては、お手元に配布しました「陳情書の写し」のとおりです。これから討論を行います。討論はありませんか。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、陳情第1号、水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書を採決します。この採決は、起立によって行います。陳情第1号については、採択することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、陳情第1号は、採択することに決定しました。ここで、暫時休憩します。



休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分



○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいま5番、川邊議員から発議第3号、水俣病問題の早期解決を求める意見書の決議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定します。



追加日程第1 発議第3号

○議長(永田博人議員) 追加日程第1、発議第3号、水俣病問題の早期解決を求める意見書の決議案を議題とします。提案理由の説明を求めます。5番、川邊議員。

{「はい、議長。」と、5番議員。}

○5番(川邊一徳議員) 提案書の説明を行います。先ほど、採択されました陳情第1号、水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書の採択に伴う意見書です。水俣病問題の早期解決を求める意見書。水俣病は不知火海沿岸地域住民に塗炭の苦しみを与えました。それは健康被害だけでなく、差別や偏見など、地域住民の

分断と混乱をもたらしました。水俣病も公式確認から 69 年という長い年月が経過しようとしております。しかし、いまだに救済を求める人たちが後を絶たない現状にあります。これは、住民の命と健康を守るべき行政にとって憂慮すべき事態であり、被害者たちが生存しているうちに解決しなければならない重要な課題であると考えます。水俣病問題解決は、熊本県民にとって放置できない緊急の課題です。国がそのリーダーシップを発揮し、1 日も早く水俣病問題を解決していただくよう心から要望いたします。議員各位におかれましては、本意見書の趣旨に賛同賜りますようよろしくお願いし、提案者の説明を終わります。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第 3 号、水俣病問題の早期解決を求める意見書の決議案を採決します。この採決は、起立によって行います。発議第 3 号については、決議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 4 議員派遣の件

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 4、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第 128 条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任することに決定しました。

—————○—————

日程第 5 閉会中の継続調査申出の件

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 5、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会及び川辺川ダム治水対策特別委員会の各委員長から、委員会において、所掌事

務及び所管事務の調査について、会議規則第 74 条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。ただいま議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 45 条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理については議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。令和 7 年第 5 回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会 午前 10 時 39 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員